

# 令和2年9月 川棚町議会定例会会議録

(第4日目)

令和2年9月30日 水曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長	森 文	博
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

## 議事日程

第 1 議案第50号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	総務厚生委員長報告
第 2 認定第 1 号 令和元年度川棚町一般会計決算認定	決算審査特別委員長報告
第 3 認定第 2 号 令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定	〃
第 4 認定第 3 号 令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会決算認定	〃
第 5 認定第 4 号 令和元年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定	〃
第 6 認定第 5 号 令和元年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定	〃
第 7 認定第 6 号 令和元年度川棚町下水道事業会計決算認定	〃
第 8 認定第 7 号 令和元年度川棚町水道事業会計決算認定	〃
第 9 請願第 1 号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を 求める意見書」提出についての請願	総務厚生委員長報告
第 10 議案第55号 令和 2 年度川棚町一般会計補正予算（第 6 回）	
第 11 発委第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急 激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)	総務厚生委員長
第 12 総務厚生委員会中間報告	総務厚生委員長報告
第 13 議会運営委員会中間報告	議会運営委員長報告

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** 日程第1、議案第50号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」を議題といたします。

まず、地方自治法第243条の2第2項の規定により、議会は本条例制定に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとされております。

監査委員より本条例制定に係る意見書が提出され、その写しをお手元に配布しております。

これから内容等を事務局長に朗読をさせます。事務局長。

**事務局長** それでは、「条例制定に係る監査委員の意見の聴取について」という資料のですね、中ほどから下段をご覧ください。朗読いたします。

2. 監査委員の意見。本条例案については、町長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令第173条第1項第1号に定める基準を参酌した額を控除して得た額を一部免責額としており、職責等に照らし相当性を欠くものではなく、また、近隣町の条例制定においても政令による乗数で提案され、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則の趣旨との整合も図られていることから、客観性・合理性の観点からも妥当なものであるとの結論に至りました。

監査委員の意見は以上であります。

**議 長** これで監査委員の意見の朗読を終わります。

次に、本案について委員長長の報告を求めます。総務厚生委員長。

**総務厚生委員長** ただいま議題に上がりました、「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」につきましては、本委員会に付託されましたので、報告書を読み上げて報告といたします。

令和2年9月25日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第50号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。議案第50号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

#### 1. 審査の経過。

(1) 審査期日 令和2年9月18日、23日、25日。

(2) 審査場所 第1委員会室、第3委員会室。

(3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。

(4) 説明者 総務課長。

#### 2. 審査内容。

質疑、この条例があることによって、職員の立場として仕事がやり易くなるなどのメリットはあるのか。

答弁、損害賠償請求に関して、過度の委縮を防ぐ効果が期待できる。職員は町三役と違い、個人としての決裁権がほとんど無いため、訴訟に発展することは少ないものと思われる。

質疑、県内で住民訴訟の事例はあるのか。

答弁、長崎市と新上五島町で事案としてあっている。

質疑、同様の条例制定について、県内の状況は。

答弁、新上五島町が今年の4月に制定している。

#### 3. 討議の主な意見。

- ・ 監査委員からも、この条例制定は妥当であるとの意見が出されている。
- ・ 住民訴訟の対応として制定すべきである。
- ・ 実際に高額な損害賠償が命じられた事例もあるようであり、このような条例を制定しておく必要がある。

#### 4. 審査の結果。

反対討論、なし。

賛成討論、この条例の制定については、監査委員からも妥当であるとの意見が付けられているものであり、条例第2条の乗数についても政令による乗数で定めようとしているので、適当であると判断し賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、議案第50号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」については、全会一致で原案可決すべきものと決定した。以上です。

**議 長** これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。  
田口議員。

**8 番 田 口** はい。1点お聞きします。この条例案の第2条の中にある言葉ですが、「善意で」という言葉があります。これは地方自治法にもそのように「善意でかつ重大な過失がないときは」というふうに法律にも使っていますので、それをそのまま引いてここに「善意で」と書いてあると思うんですが、法律の用語としては、「善意で」という意味は「知らないで」という意味になるわけなんですが、善意悪意っていうのは知ってるか知ってないかということなので、善意でを知らないでっていうふうに意味を取るとすれば、町長等が誰に対して、町長等が町に対して知らなかったのか、あるいは第三者に対して知らなかったのか、何を知らなかったのかということがわからないんですけども、その点についての議論はありませんでしたでしょうか。

**議 長** 委員長。

**総務厚生委員長** ただいまご質問ありましたけれども、委員会の中ではそのような質疑を行っておりませんので、ということです。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第50号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」に対し、討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり

決することに、反対者の発言を許します。田口議員。

**8 番 田 口** 私は今もちょっと1点指摘をしましたがけれども、そもそもこの地方自治法第243条の2というものがそもそも概念の規定が不明確であって、この制度自体がよくないと思っております。ですからそれを受けての条例制定は、不適切であると思います。加えまして、現実にはこのように多額の損害賠償責任を町長等の個人が町に対して負うというような事態は生じることは考えられないと思いますので、条例制定には反対いたします。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に賛成者の発言を許します。堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。議案第50号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」について賛成討論を行います。

公金の支出などについて、首長や職員が住民に訴えられ、多額の損害賠償が発生した場合、現行法では善意でかつ重大な過失がない場合でも、個人の負担となる可能性があったため、令和2年4月1日施行で地方自治法が改正されました。そのときにこの第243条の2が新たに規定されたもので、この改正法により条例で減免措置などが規定できるようになった。そのために、本町でも制定する必要になったものと、そういう判断をし、当条例に賛成します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。起立多数です。したがって、議案第50号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」は委員長の報告のとおり可決されま

した。

( 1 0 : 1 1 )

**議 長** 次に、日程第 2、認定第 1 号「令和元年度川棚町一般会計決算認定」から日程第 8、認定第 7 号「令和元年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町議会会議規則第 37 条の規定により、一括議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

**決算審査特別委員会委員長** ここからなのでマスクを取らせていただきます。報告書を読み上げて委員長報告といたします。

令和 2 年 9 月 2 5 日、川棚町議会議長 村井達己 様、決算審査特別委員会委員長 田口一信。

決算審査特別委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則（昭和 6 2 年議会規則第 1 号）第 7 7 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果と読み上げます。

認定第 1 号、令和元年度川棚町一般会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第 2 号、令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第 3 号、令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第 4 号、令和元年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第 5 号、令和元年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第 6 号、令和元年度川棚町下水道事業会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第 7 号、令和元年度川棚町水道事業会計決算認定、認定すべきものと決定でございます。めくっていただきまして、1 ページから読み上げます。

決算審査特別委員会審査報告。認定第 1 号「令和元年度川棚町一般会計決算認定」、認定第 2 号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認

定」、認定第3号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」、認定第4号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」、認定第5号「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」、認定第6号「令和元年度川棚町下水道事業会計決算認定」及び認定第7号「令和元年度川棚町水道事業会計決算認定」について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

#### 1. 審査の経過。

(1) 審査の方法 2分科会方式で審査をおこない、決算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。

#### (2) 審査期日

(分科会) 令和2年9月14日、15日、16日、18日、23日。

(特別委員会) 令和2年9月24日、25日。

(3) 審査場所 第1・第2・第3委員会室及び現地。

(4) 出席者 委員全員、議長、事務局長、事務局書記、教育長、各担当課長、次長、各担当室長、会計管理者、参事、各担当係長。

#### 2. 審査内容（主要事項についての質疑と答弁）。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。

(2) 決算審査特別委員会での主な質疑と答弁。

質疑、消防団の団員確保については行政はどのように対応しているのか。

答弁、自治会・消防後援会等をお願いしている。

質疑、災害時備蓄品の数量を人口の5パーセント、3日分としているのは何故か。また、備蓄場所はどこか。

答弁、国の基準による。備蓄場所は、中央公民館及びいきがいセンターの避難所2か所と役場である。

質疑、本町に移住相談者が少ないのは何故か。

答弁、移住希望者は離島などの田舎を希望する人が多く、本町はそれにとまらないという要因がある。

(以上質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査)。

めくっていただきます。

質疑、川棚港緑地整備は令和元年度はどれだけおこなったのか。

答弁、海側の擁壁について約2,000万円の工事をおこなった。

質疑、住宅使用料未納者にも保証人がいるはずだが、保証人からは徴収しないのか。

答弁、本人と保証人を交えて話をし、分割納入などをしてもらっている。

質疑、スクールソーシャルワーカーの対応件数などは増えているのか。

答弁、令和元年度は、不登校45件、いじめ17件、家庭環境71件などであったが、増える傾向にある。

質疑、下水道の未接続世帯がまだ約3分の1もあるというのは、加入促進の努力が足りないのではないのか。

答弁、指摘のとおりで、今後は制度説明など丁寧におこない、加入促進に努めることとしている。

(以上質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査)。

以上で質疑を終了し、事件ごと、討論、採決をおこなった。

### 3. 審査の結果。

(1) 認定第1号「令和元年度川棚町一般会計決算認定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号「令和元年度川棚町下水道事業会計決算認定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

(7) 認定第7号「令和元年度川棚町水道事業会計決算認定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

### 4. 委員会としての意見。

①移住・定住促進事業については、移住支援制度など積極的な取り組みを図られたい。

②「すこやか長寿券」については、利用率が低迷しており、廃止も含めて制度の内容を再検討されたい。

③資源集団回収事業においては、子どもたちへの環境保護の意識付けをおこなうためにも継続できるよう努められたい。

④川棚西部漁港三越地区に関しては、度重なる被災で整備の効果が問われている。復旧工事では強度等の検討を十分おこない、より安全な漁港施設を築造されたい。

⑤社会資本整備総合交付金事業について、地権者・地元から早期に協力を得られるよう丁寧な対応に努め、一刻も早く事業を完成されたい。

⑥消防団員の確保については、行政の立場からも対応策を検討されたい。

⑦災害時備蓄品については避難所の環境整備を進め、地域の要望に沿えるよう努められたい。

⑧学校活性化事業を活用し、児童・生徒の諸問題の解消に適切に対処するよう努められたい。

⑨下水道事業については、制度の趣旨、支援措置などの周知を図り、加入促進に努められたい。

⑩各種公共事業については地元関係企業を最大限活用されたい。

⑪地区からの環境整備要望については、今後も誠意を持って対応されたい。以上でございます。

**議 長** これから委員長の報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** これから、1件ごとに討論、採決を行います。

最初に、認定第1号「令和元年度川棚町一般会計決算認定」について討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 一般会計の石木ダム、室の会計につきまして、私の考えを申し上げます。

石木ダム対策費の金銭支出と町長の石木ダム建設に対する姿勢に、私が反

対であるために否決します。

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。山口議員。

**6 番 山 口** 認定第1号「川棚町一般会計決算認定」について賛成討論を行います。

令和元年度は、新庁舎建設について実施設計、旧庁舎の解体工事を行い、新庁舎建設に向けて大きく前進したものと判断されます。また、近年の夏場の異常な猛暑に対する児童生徒の熱中症対策として小中学校4校にエアコン設置を行い、快適な教育環境の整備に努められました。また、幼児教育の無償化や若年者健診に取り組むなど、町民の生活に密接した各種事業に取り組み、令和元年度の一般会計の決算は1億円余りのいわゆる黒字決算となっており、適正な予算執行がなされたものと判断をされます。

よって、認定第1号、川棚町一般会計決算は、認定すべきものとして賛成をいたします。以上でございます。

**議** 長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議** 長 よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号「令和元年度川棚町一般会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** 長 はい。起立多数です。したがって、認定第1号「令和元年度川棚町一般会計決算認定」については認定することに決定をいたしました。

**議** 長 次に、認定第2号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。堀池議員。

**5 番 堀 池** 認定第2号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について、賛成討論を行います。

平成30年度から、県と市町が一体となって安定的運営を行う広域化がスタートし2年目となりました。歳入の内訳は、加入者から徴収する保険税の割合が18.7パーセント、県支出金が68.61パーセント、一般会計繰入6.6パーセントで運営されています。

その中で、町民の健康維持を推進すべく、各種事業に積極的に取り組み、予算に基づいて適切な執行がなされていると判断し、委員長報告のとおり認定すべきものとの決定に賛成します。

**議** 長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第2号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、認定第2号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:27)

議 長 次に、認定第3号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。小田議員。

7番小田 はい。7番、小田です。認定第3号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について賛成討論を行います。

高齢化が進む社会状況の中、住み慣れた地域で安心して医療を受け、健康で安定した生活をするために必要な制度であり、決算状況も適切であるので賛成いたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第3号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、認定第3号「令和元年度

川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:29)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第4号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。堀田議員。

**10番堀田** 10番、堀田です。認定第4号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について賛成討論を行います。

この制度は国民の相互扶助の精神に基づいて運営されており、本町においても地域支援事業など要介護・要支援状態になることを予防するとともに、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう事業を展開されていることを評価し、決算審査特別委員長の報告に賛成をいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第4号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** 長 はい。全員起立です。したがって、認定第4号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:31)

**議** 長 次に、認定第5号「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第5号「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** 長 はい。全員起立です。したがって、認定第5号「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:33)

**議** 長 次に、認定第6号「令和元年度川棚町下水道事業会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告

に対し、反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第6号「令和元年度川棚町下水道事業会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。全員起立です。したがって、認定第6号「令和元年度川棚町下水道事業会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:34)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第7号「令和元年度川棚町水道事業会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第7号「令和元年度川棚町水道事業会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** はい。全員起立です。したがって、認定第7号「令和元年度川棚町水道事業会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:35)

**議 長** 次に、日程第9、請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出についての請願」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

**総務厚生委員長** ただいま議題に上がりました請願につきましては、総務厚生委員会で審査を行い、議長あてに報告書を提出しておりますので、読み上げて報告といたします。

令和2年9月25日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第94条の規定により報告します。  
記。

1. 受理番号 請願第1号。
2. 付託年月日 令和2年9月10日。
3. 件名 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出についての請願。
4. 審査の結果 不採択とすべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の参

加・調印・批准を求める意見書」提出についての請願について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

### 1. 審査の経過。

- (1) 審査期日 令和2年9月18日、23日、25日。
- (2) 審査場所 第1委員会室、第3委員会室。
- (3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。
- (4) 説明者 請願者 朽原明浩氏、森直明氏。紹介議員 炭谷猛議員。

### 2. 審査内容。

請願者及び紹介議員に対する主な質疑と答弁。

質疑、この条約に調印・批准すれば、核の傘から抜けることになり、国際情勢を見ると日本の安全保障に問題が出て来るのではないか。

答弁、国連で条約が発効すれば、この条約が国際規範となるので、核を持つ国が違反となっていき、核の傘自体がなくなっていくと考えている。

質疑、条約の効力発生の条件である50か国を超える動きがあっているのか。

答弁、9月26日の核兵器廃絶デーに向けて、世界各国で動きがあっている。

質疑、請願書の中に、「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求めるという文があるが、交渉会議は今もおこなわれているのか。

答弁、今はおこなわれていないので、その部分については2行削除をお願いしたい。

質疑、参加とはどういう意味か。

答弁、核拡散防止条約の再検討会議が来年開かれることになっており、日本もこの会議に参加して意見を述べる必要があると思う。

### 3. 討議の主な内容。

・平成29年に同様の請願が出されたときは、交渉会議への参加を求めるものであったが、今回は条約への調印・批准までを求めるものとなっている。

・日本政府の考えを取るか、理想を取るかである。

・被爆県民としては核兵器の廃絶は求められていることであるが、日本の

安全保障問題と合わせて考えると難しい判断である。

・核の傘がなくなると、日本の安全保障は大きく揺らぐことになる。

4. 審査の結果。

反対討論、北朝鮮は核兵器の開発を止めようとせずに、他国との交渉を有利に進めるために核兵器の使用をほのめかしている。日本も核攻撃の標的となる心配がある。核兵器の廃絶は必要なことと思うが、通常兵器では北朝鮮の核攻撃に抑止力を持たせることは困難で、アメリカの核による抑止力に頼らざるを得ないという日本政府の考えも理解できる。今回の請願の趣旨は理解できるが、以上のような理由から反対する。

賛成討論、核兵器の禁止は長崎県民並びに日本国民の願いであり、この条約を批准することによって、非加盟国まで効力を発揮することができるので賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出についての請願については、反対多数で不採択とすべきものと決定した。以上です。

**議** 長 これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

**議** 長 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出についての請願」に対し、討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。田口議員。

**8 番 田 口** はい。核兵器の廃絶ということにつきましては、究極的な核廃絶を目指すということは日本国政府の方針でありますし、政府与党の方針でもあるわけです。究極的な廃絶を目指すということは、そういう方針でありますので、条約の基本的な精神とは合っているというふうに私は思っております。それで、2年か3年前にも条約の批准に向けて努力をしてくれとい

う意味の意見書を、前回も本議会からも出しておるところでありますので、状態は現状もまだ変わっていないので、出す意味はあると私は思っております。加えまして、今回内閣が変わりましたので、タイミング的にもちょうどよいのではないかと思いますので、私はこの意見書を提出すべきであるというふうに思いますので、委員長報告に反対します。

**議** 長 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出についての請願」について、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の立場で討論を行います。

この核兵器禁止条約の目的は、核兵器保有国が参加・批准し核兵器をなくすことであります。しかしながら、批准国45か国の中に核兵器保有国は未だ入っておりません。

国連安全保障理事会、通称安保理の常任理事国であるアメリカ、ロシア、フランス、イギリス、中国の5か国は、多くの核兵器を所有しながらも、この条約には参加・批准に至っておりません。また、中国、ロシア、また所有を公言している北朝鮮は、我が日本国の国境をまたいでの隣国であります。唯一の被爆国である日本は、核兵器保有国に対し同じテーブルへ着き、具体的に核兵器減少の交渉を行う義務と権利があると思います。まず保有国を交渉のテーブルに着かせるための外交が優先されるべきであり、参加・調印・批准は早々だと判断します。よって、委員長の報告のとおり不採択に賛成します。

**議** 長 ほかに討論はありませんか。炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 11番、炭谷です。考えられない、私には、委員長の報告は。と言いますのは、今日の長崎新聞の社説にもありましたように、やはり今までやってきた長崎県の被爆者、それと長崎県が被爆の反対している長崎県独自の知事の署名もあったというふうに載っておりますし、我々の平和教育は小さいときから8月9日は学校の登校日ということで今も続いているということ、長崎県はそれだけ思ってきたというふうに思うんです。まずそのことをあげておいて、きちっと捉えていきたいと思っておりますし、我々は今、人類は今、破壊への道を進むのか、命輝く青い地球を目指すのか、岐路に立たされております。

1945年8月6日と9日、米軍が落とした2発の原子爆弾は一瞬にして広島・長崎を壊滅させ、数十万の人々を無差別に殺傷しました。真っ黒に焦げ炭になった屍、ずるむけの体、無言で歩き続ける人々の列、生き地獄そのものでした。生き延びた人も次から次へと倒れていきました。74年が過ぎた今も障がいなさいなまれ、子や孫の不安の中、私たちは生き抜いてきました。もうこんなことはたくさんです。沈黙を強いられていた被爆者が被爆から11年後の1956年8月に長崎へ集まり、日本原水爆被害者団体協議会を結成いたしました。そこで、自らを救い私たちの体験を通して人類の危機を救おうと誓い、世界に向けて再び被爆者をつくるなど訴え続けてきました。被爆者の心からの叫びです。

私事ではありますが、私の母は川棚町百津郷の出身でした。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員、簡明にお願いします。

**1 1 番 炭 谷** はい。この原爆には川棚町でも原爆の数日あとに送られてきた患者の方が川棚駅から今でいう長崎医療センターに送られたというふうなことも聞いておりますし、そういったことに私たちのこの長崎県民として、そして原爆被爆者のことを思い、叫びを思うときに我々のできることを何かしたい。被爆国であり、ましてや被爆県内にある川棚町の議員の1人としても個人としても、ぜひ「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出についての請願」に対し、賛成するものであります。よって、本請願における委員長報告の不採択に反対いたします。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に賛成者の発言を許します。堀田議員。

**1 0 番 堀 田** 10番、堀田です。請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出について、総務厚生委員長報告に対して賛成討論を行います。

日本は唯一の被爆国として、これまで世界の核兵器廃絶に向けて1994年以来、国連総会へ核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮決議案提出など先頭に立って活動してきております。

国連総会には、日本の核兵器廃絶決議案に加え、核軍縮を包括的に扱う決議案が提出されており、日本の決議案はそれらの決議案と比較して最も賛成国数が多く、これまでの決議も20年以上にわたって国際社会の立場の異なる国から幅広く支持され続けています。

核兵器禁止条約は、核兵器国の意向や、その安全保障を核兵器に依存する国などの状況は無視されています。

日本はアメリカの核の傘の下で安全保障政策を行っており、日本が平和で過ごしていることも、核の傘によるアメリカの抑止力に頼る現実を受け入れざるを得ません。以上の理由で、委員長の報告に賛成をいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に反対者の発言を許します。波戸議員。

**1 3 番 波 戸** はい。13番、波戸です。「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の提出について不採択との委員長報告について、反対の立場で討論いたします。

我が国は、日米同盟により周辺諸国からの脅威から核の傘の中で国の安全保障を米国に依存しており、日本政府の核兵器禁止条約に対する考えと立場も理解できますが、被爆した国として、県民として、思いは核兵器の廃絶であります。

また、核兵器廃絶を求めた被爆者国際署名も50万筆を集めております。

よって、この請願にある参加・調印・批准はその第一歩であり、委員長報告の不採択に反対いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に賛成者の発言を許します。ありませんか。福田議員。

**1 番 福 田** はい。委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

核兵器廃絶の願いは、被爆県民の1人として、思いは請願者と同じものだろうと思います。

ただし、核の傘下に依存した日本の国際的な現状からは、直ちに賛同することはできません。というのは、この条約が発効すれば核保有国は違法となるということで、核の脅威がなくなると言われておりますが、最近の近隣国の状況を見ますと、そう信じることはできません。国際的な核兵器廃止への道筋が保障されてこそ平和に向けた条約が進展するものと思います。

来年に延期されました核兵器不拡散条約の再検討会議が開催されますので、その中で核兵器保有国も参加されますので、それでこそ被爆国日本としての発言をしていてもらいたいと思います。

日本は唯一の被爆国でありますので、核保有国、非保有国との橋渡しも考えられますので、来年の会議に実りあるものを期待して、委員長報告に賛成いたします。

**議** 長 次に反対者の発言を許します。ありませんか。

(発言なし)

**議** 長 次に賛成者の発言を許します。高以良議員。

**9 番 高以良** 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出についての請願を、委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の立場で討論します。

北朝鮮は核兵器の開発をやめようとせず、他国との交渉を有利に進めるために核兵器の使用をほのめかしています。日本も核攻撃の標的となる心配があります。

総務厚生委員会の審査の中で、請願者からは「条約が発効すれば、国際規範となるので、条約に調印、批准をしていない国であっても、核を持つ国は条約に違反することになる」との説明を受けましたが、条約が発効してもそれだけでは北朝鮮が核兵器の開発をやめるとは思えません。

核兵器の廃絶は是非必要なことではあるとは思いますが、「北朝鮮のように核兵器の使用をほのめかす相手に対しては、通常兵器だけでは抑止を効かせることは困難で、核兵器のない世界を目指しながらも、世界の現状を見れば同盟国のアメリカの核による抑止力に頼らざるを得ない」とする日本政府の考えも理解できます。今回の請願の趣旨はよく理解できますが、今述べたような理由からこの請願を不採択とすることに賛成します。

**議** 長 次に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議** 長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を

求める意見書」提出についての請願」の採決を行います。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。

請願第1号「「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出についての請願」を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。起立少数です。したがって、請願第1号「「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出についての請願」は、不採択とすることに決定をいたしました。

(10 : 57)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(10 : 58)

(…休 憩…)

(11 : 10)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第10、議案第55号「令和2年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第55号「令和2年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,040万円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億8,596万6,000円にしようとするものであります。併せて、地方債の補正を行うものであります。

補正の理由についてであります。先般の台風9号により被災いたしました川棚西部漁港三越防波堤の災害復旧工事のため、その測量設計業務を緊急に実施する必要性が生じたので、その関係予算を追加するものであります。

詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** 長 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、9ページ、10ページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。2項2目漁港施設災害復旧費につきましては、町長からも説明がありましたとおり、台風9号により被災した川棚西部漁港三越防波堤の災害復旧に係る予算を計上するものでございまして、8節で災害復旧に係る県等との協議に係る出張旅費を、10節に災害査定に要する消耗品費を、12節に災害復旧に係る測量設計業務委託料を、13節に出張に係る高速料金使用料を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより8万4,000円を減額補正するものであります。続きまして歳入を説明しますので、7、8ページをお願いいたします。

20款町債であります。1項7目災害復旧債につきましては、川棚西部漁港三越防波堤の測量設計業務に係る起債であります。続きまして3ページをお願いいたします。

第2表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、20款町債に対応するものでありまして、表中の限度額1,040万円が7ページの町債の補正額と一致するものであり、起債の限度額の合計を10億3,900万4,000円とするものであります。以上が令和2年度一般会計補正予算（第6回）の内容でございます。以上で説明を終わります。

**議** 長 これから質疑を行います。堀池議員。

**5 番 堀 池** 今回の補正予算、この災害復旧費ということなんですけども、これは2度の台風被害で被災した防波堤の件なんですけども、特に1度目の災害復旧のときにしたときに、各議員からも意見があったんですけど、同じ設計で行ったと、同じ設計、同じ造りで、だから短い期間で再被害という形にはなつたと。この今後、一応やっぱりあるのは設計変更、こういうことは考えておられるのかどうか。また、前回復旧のときにも意見があったように、外側に消波ブロックとか、そういう考えはあられるのかどうか。その辺をちょっと確認したいなと思います。

**議** 長 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、堀池議員の質問にお答えをいたします。まず災害復旧事業の要件といたしましては、まず1番にですけれども、災害によって必要となった事業で被災した施設を原型に復旧をするというのを基本とされております。ですので、先ほど質問であった第1回目の災害復旧は同じ形での復旧ということになっております。それと、あと要件の第2項目といたしまして、原型に復旧することが著しく困難または不当な場合において、これに代わるべき必要な施設、これも原型復旧に含まれた内容でございます。あともう1点、3点目にありますのが、被災波、波ですね、被災波等を使用して改良復旧が可能となる場合の規定ということで、過去に被災を受けたことがある重要な防波堤や岸壁が甚大な被害を生じ、漁港の機能に著しい影響を及ぼしている場合ということがございまして、これに該当をいたしますので、このあと11月に予定されております査定ですね、を受けるようにはしております。ただ、先ほど言われました外側に消波ブロックとございますか、そういった施工はできないのかということでもありますけれども、一応今回は先ほど説明の中で、それはちょっと言ってませんね、一応ですね、その構造上ですね、何とございますか、本来海の災害復旧につきましては、風によって、風速がですね、15メートル以上ということで事業採択の要件となっておりますけれども、先ほど言いました改良復旧等をするときの要件としまして、施設完了後約1年未満に被災や、先ほど改良復旧をする場合はですね、災害波、波浪推算、その波の大きさあたりをですね、その計算の中に入れ込みまして、再度計算をして安定計算等を行うようになりますので、その設計内容によりまして、そこに外側に波消しブロックを置いたり、構造物をどのくらいの大きさにすればいいかっていうことはですね、やっぱり設計に発注してみないとわからない状況です。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。町長。

**町 長** はい。私の方からちょっと補足をさせていただきます。特に私の自宅の前でありますので、今回またかというようなことで、大変批判を受けているところであります。一番最初の被災のときに、私は、現状の構造では貧弱すぎるということで、直接国に対して改良復旧を進めるべきだということで提案をいたしました。ところが、第1回目の被災は基本的には原型復旧だという方針が決められているようです。そこで、1回目の被災のとき

には原型復旧という形で復旧がなされました。今回は同じような構造物を造りますと当然また被災をいたします。今、堀池議員からは、いわゆる外側に消波ブロックを造るようなことはできないかという具体的な提案がありましたが、おそらくですね、今回9号で被災をして、そして10号ではもっと大きな風、波があつてるわけですね。そうしますと、現状の形での復旧にプラス消波ブロックを設置をしても、もてないんじゃないかと思います。特に今回の台風10号では野母崎では約50メートルに近い風が吹いてますので、離島あたりはそういった風は吹きますけど、本土でもそういった風が吹いておりますので、今後この三越防波堤については、そういったこれまでに経験したようなことがないような風、波にも耐えるような施設を造らなければと思っております、そういったことを十分データを県の方に示してですね、そして設計協議をさせたいというふうに思っております。3度目は絶対あつてはいけないという考え方を持って対応したいと思っております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。福田議員。

**1 番 福 田** お尋ねします。今回の被害の分は前回改修した部分だけだったのか、40メートルの分だけだったのか、それとも元からの堤防の方にも被害はあつたのかお聞きしたいと。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えいたします。今回の9号による被害につきましては、前回復旧を行なった部分に被害を及ぼしております。それプラス旧護岸のコンクリート路面部分ですけども、そこにも被害を及ぼしている状況であります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに。堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。設計業者に今から委嘱されると思うんですけど、1回目の、あるいは2回目の設計業者とは別の業者を多分されるんだろうと思っておりますけど、その辺をちょっとどういうふうにされるのかちょっと1点お聞きします。それと、あそこの三越漁港の漁民の方にですね、そういった説明並びに今後どうしたらいいかっていうような意見あたりは聞いたんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えをいたします。業者につきましては今検討をしているところであります。あと、三越の漁民の方には、その工法あたりでの打ち合わせっていうのはまだ行っていない状況です。以上です。

**議 長** ほかに。小谷議員。

**2 番 小 谷** 財源についてですけれども、一応地方債となっておりますが、ちょっと私の聞き漏らしかもしれませんけれども、最終的に町の負担っていうのがどれくらいになってくるかっていうのは、どのようになってくるんでしょうか。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 財源のお尋ねでございますが、今回は一般単独災害復旧事業債というので起債を想定しているところでございます。この起債につきましては、地方交付税措置がございまして、これがですね47.5パーセントから85.5パーセントの間で設定されることとなります。これにつきましては、財政力によりまして補正がかかってきますので、そこで交付税措置額っていうのが決定されるということとなります。以上でございます。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

**2 番 小 谷** 今の説明からしますと半分以上は負担が出てくるっていう見方なんでしょうか。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。おっしゃられたとおりなんですけど、ただですね、まだ今から査定を受けることとなりますので、これが例えば激甚災に認定される、そういうことがあればですね、ここら辺の町の負担部分が大きく変わってくるということとなります。以上でございます。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第55号「令和2年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第55号「令和2年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:27)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第11、発委第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）」を議題といたします。提出者の説明を求めます。総務厚生委員長。

**総務厚生委員長** ただいま議題となりました「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）」につきましては、長崎県町村議会議長会からの意見書提出の依頼を受け、総務厚生委員会において協議をし、全員協議会においても意見を伺い、川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により意見書案を総務厚生委員会から提出するものであります。

意見書案については文書により議長あてに提出しており、お手元に配布されていると思いますので、意見書案を読み上げることといたします。

発委第1号、令和2年9月30日、川棚町議会議長 村井達己 様、提出者 総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日、長崎県川棚町議会。

提出先、衆議院議長様以下、記載のとおりとなっております。

以上でございます。審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。全員起立です。したがって、発委第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)」は原案のとおり可決されました。可決された意見書は、衆議院議員議長ほかに送付することにいたします。

(11:35)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第12、「総務厚生委員会中間報告」を議題といたします。本件についての、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

**総務厚生委員長** 閉会中の調査事項である移住・定住促進について中間報告

を行います。この中間報告につきましては、既に文書により議長宛てに報告書を提出し、その写しが配布されておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和2年9月25日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会調査中間報告書。本委員会の所管事務調査事件について、川棚町議会会議規則第47条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

所管事務調査中間報告書。

1. 件名 移住・定住促進について。

2. 経過と概要。

(1) 第1回委員会。

日時 令和元年10月7日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

閉会中の調査事項について、内容・方法などを協議した。

(2) 第2回委員会。

日時 令和元年10月23日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長、企画財政課長、企画振興係長。

企画財政課より移住・定住促進についての説明を受け意見交換をおこなった。

主な内容。

空き家バンク事業について。

- ・町内の空き家を募集して町の広報誌やホームページ等で紹介している。
- ・空き家バンクへの登録があると、借り手が早く決まっているため需要はあると思われるが、登録件数が少ない。

移住・定住の現状について。

- ・佐世保等に比べると土地単価が安く、交通の利便性が良いため県内移住者は少なくないが、県外などから田舎暮らしを求めている移住者は少ない。

- ・宅地開発がされると家は建っている。

- ・移住相談会等は参加しているが、相談件数は少ない。

補助金制度について。

- ・現状としては、移住に関する補助制度等は設けていない。

本町の方針について。

- ・子育て支援施策の充実をおこない、県内からの移住・定住増加を目指している。

(3) 第3回委員会。

日時 令和2年1月14日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

閉会中の調査事項について、内容・方法などを協議した。

(4) 第4回委員会。

日時 令和2年2月6日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長、産業振興課長、農林水産係長、農業委員会係長。

農地の土地利用について、産業振興課から農業振興地域及び農地転用などの制度の説明を受け意見交換をおこなった。

主な内容。

- ・本町の農業振興地域について。
- ・農業振興地域の農用地区域から除外された場合の宅地への転用について。
- ・農地転用の制度や手続きについて。

(5) 第5回委員会。

日時 令和2年2月18日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長、建設課長。

宅地としての土地の活用について、建設課から都市計画の制度等の説明を受け意見交換をおこなった。

主な内容。

- ・本町の都市計画区域について。
- ・開発許可制度について。

(6) 第6回委員会。

日時 令和2年5月13日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

閉会中の調査事項について、内容・方法などを協議した。

(7) 第7回委員会。

日時 令和2年5月19日。

場所 第3委員会室。

出席者 委員全員、事務局長、住民福祉課長、子育て支援係長。

子育て支援施策の状況を調査するため、住民福祉課から子ども・子育て支援事業計画について説明を受け意見交換をおこなった。

主な内容。

- ・子ども・子育て支援事業計画について。
- ・他町と本町の子育て支援制度の比較について。
- ・子育て世代からのアンケート調査について。

(8) 第8回委員会。

日時 令和2年6月3日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

コロナ禍の影響によって当初予定していた移住者との意見交換会ができなくなり、アンケート調査を実施する方向で協議をおこなった。

(9) 第9回委員会。

日時 令和2年6月24日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

移住者アンケートの内容について協議をおこなった。

(10) アンケート調査を実施。

議会だよりNo.149号において、受付期間を令和2年8月末までとし、本町に移住してこられた方を対象として「移住・定住に関するアンケート調査」をおこなった。

返信数は11件であった。

(11) 第10回委員会。

日時 令和2年9月4日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

アンケートの集計・まとめをおこなった。

(12) 第11回委員会。

日時 令和2年9月18日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

中間報告書の取りまとめをおこなった。

### 3. まとめ・委員会意見。

これまで令和元年10月7日より11回の委員会を開催し、企画財政課、産業振興課、建設課、住民福祉課から移住・定住促進に関する説明を受け意見交換をおこなった。

調査研究を進めていく中で、本町の移住・定住促進に関しての担当課が分散しているため統一した施策ができていないようにみえた。

本町の方針としては子育て環境の充実を図り子育て世代の移住者を呼び込みたいとあり、幼児教育・保育の完全無償化や乳幼児健診の充実など行き届いた施策がなされているが、外部へのPRができていないため移住者の増加につながっていないように思える。

宅地に関しては、造成された土地には早期に住宅が建設されている傾向があり、耕作放棄地や農地の転用など、空いた土地や空き家の利活用についても研究していく必要があると考えられる。

これらのことから、近隣市町のように移住・定住促進に関する新しい制度の創設や、専門部署の設置も含めて、今後積極的に取り組んでいくことが望まれる。

また、8月に実施した「移住者アンケート」では、実際に移住してこられた方々の生の意見として、海が見えるロケーションや自然に囲まれた素晴らしい環境であること、災害が少なく安心して生活できる地域であることをもっとアピールしていった方がいいとの声が多かった半面、交通機関が充実していないことや、大型商業施設がない、医療機関を充実してほしいなど、

生活に密着した意見も多くみられた。

このように、実際に移住してこられた方々の貴重な意見を含めて中間報告とし、引き続き移住・定住促進に関する調査研究を進めていく。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(11:45)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第13、「議会運営委員会中間報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

**議会運営委員長** 議会運営委員会より、議会活性化に関する中間報告を行います。報告書につきましては、9月25日付けで議長に提出しておりますので、読み上げて報告といたします。なお、報告書と別に、議長諮問と答申の写しを添付しておりますので、合わせてご覧いただきたいと思います。それでは報告をいたします。

川棚町議会議長 村井達己 様、議会運営委員会委員長 初手安幸。

委員会調査中間報告書。本委員会ですら所管事項について調査しましたので、川棚町議会会議規則第47条第2項の規定により、調査結果を下記のとおり中間報告します。

1. 調査事件 議長諮問を受けての議会活性化に関する件。
2. 調査の経過。

当委員会は、令和元年7月4日付けで議長より「議会活性化に関する調査・研究に関する諮問」を受けて、7月31日の委員会から調査・研究に着手し、①議員活動の手引きの一部見直し、②議会改革・活性化策の調査・研究、③令和2年1月に全議員へアンケートの実施、④川棚町議会基本条例(素案)の作成、⑤議長諮問に対する委員会の答申、⑥全員協議会への報告をおこない、今後の取り組みについて確認したので、主な経過と内容について報告します。

3. 調査の概要。

1) 議長諮問への対応について。

委員会としては、令和元年7月31日から今日までの調査・研究をふまえて、これからの議会においては、さらなる改革、活性化の取り組みが必要であり、その具体化に向けて議論を深めることが求められると考え「積極的に取り組む必要がある」との答申を令和2年9月2日付けで議長におこなった。

2) 調査研究の経過。

諮問を受けて。

令和元年7月31日の委員会で、全委員が情報を共有することが必要であるので、①議員活動の手引きの一部見直し、②近年における活性化に向けた取り組み経過、③先進地並びに近隣議会の取り組み状況、を検証しながら、今日まで延べ、19回の委員会の中で調査・研究をおこなってきた。

裏をご覧ください。

議員活動の手引きについて。

・一部見直しについては、4回の委員会で協議し、現状に則した内容に追加、一部修正をおこない、令和元年11月1日の全員協議会で報告し確認した。

議会改革、活性化について。

・令和元年7月31日の委員会から、本町議会の活性化の取り組み経過の調査（活性化の歩みの作成）と先進地並びに近隣議会の活性化策と基本条例の研究をおこなった。

・令和2年1月28日に全議員を対象にアンケートを実施した。

・令和2年2月28日の全員協議会でアンケートの調査結果を報告し、今後の取り組みについて以下の3項目を確認した。

①議会改革、活性化の具体化に向けて取り組む。

②議会基本条例の具体化に向けて調査・研究を進める。

③その他の具体的項目についても検討をおこなう。

・令和2年4月6日からの委員会において、議員間の議論を深めるためには、できるだけ具体的な資料が必要であり、県内外議会の条例を参考にして「川棚町議会基本条例（素案）」を作成した。その後の委員会において、条文の見直しや活性化策の協議をおこなっている。なお、参考にした主な議会

は御船、長与、かつらぎ、あさぎりの町議会等であります。

3) 今後の取り組みについて。

議長諮問に対する答申と今日までの経過をふまえて、下記の3項目を基本に調査、研究、協議をおこなう。

①基本条例の制定を前提とした具体的な協議。

②通年議会など新たな活性化策の調査・研究。

③その他、議会改革、活性化等の調査・研究。

必要に応じて全員協議会で報告並びに意見等を聴きながら議論を深めて、具体化に向けて取り組んでいきたい。

4. 調査の結果。

以上の内容を令和2年9月2日の全員協議会で報告、確認を得たので、今後は議員間の協議を深め、より具体的な議会改革、活性化策に取り組んでいくこととする。以上、報告といたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、委員長の報告に対し質疑を行います。

(「なし」の声あり)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ありませんか。質疑なしと認め、報告済みといたします。

(11:52)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、お諮りします。本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 以上で、これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたします。会議を閉じます。

令和2年9月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。長期

間にわたり大変お疲れ様でした。

( 1 1 : 5 6 )

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長                    村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員                    堀 池 浩

会 議 録 署 名 議 員                    山 口 隆